

国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の明確化

- 市町村森林整備計画が森林のマスタープランとなるよう位置づけ Point 1
- 現行の森林施業計画制度を見直し、新たに森林経営計画(仮称)制度を創設 Point 2
- 森林計画制度について、森林の生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応するとともに、国が示す3機能に区分する仕組みを改め、市町村が主体的に森林の諸機能等を踏まえた森林の区分を設定できる仕組みに転換 Point 3
- 国と都道府県の同意協議の対象とする計画量は、森林の整備・保全に係る最も重要な事項に限定することとし、伐採量、造林面積、保安林面積に限定

地域における
合意形成

市町村が主体的に
森林の区分を設定



2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

伐採、更新のルールの明確化

- 皆伐や更新の考え方・基準の明確化 Point 4
- Point 5
- 無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するため、伐採の中止や伐採跡地への植栽の命令を新設

施業代行などによる適切な森林施業の確保

- 市町村森林整備計画において、あまねく間伐すべき森林を明示 Point 6
- 所有者が必要な間伐等を行わない場合に、意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みを構築
- 公的主体によるセーフティネットを構築

森林施業の集約化に向けた森林経営計画(仮称)制度の創設

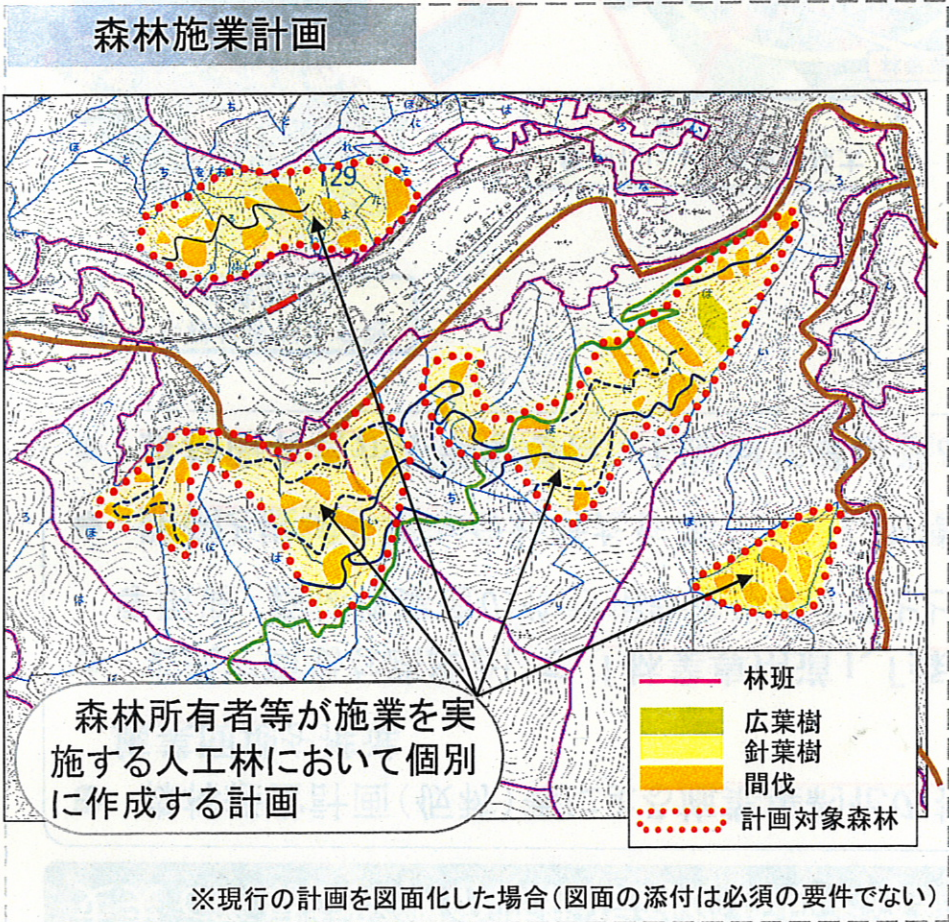
- 意欲と能力を有する森林所有者等が、面的まとまりを持って、路網・集約化に関する事項も含めた計画を作成する森林経営計画(仮称)制度を創設 Point 2

森林管理・環境保全直接支払制度の創設

- 森林経営計画(仮称)の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う新たな森林管理・環境保全直接支払制度の創設 Point 7

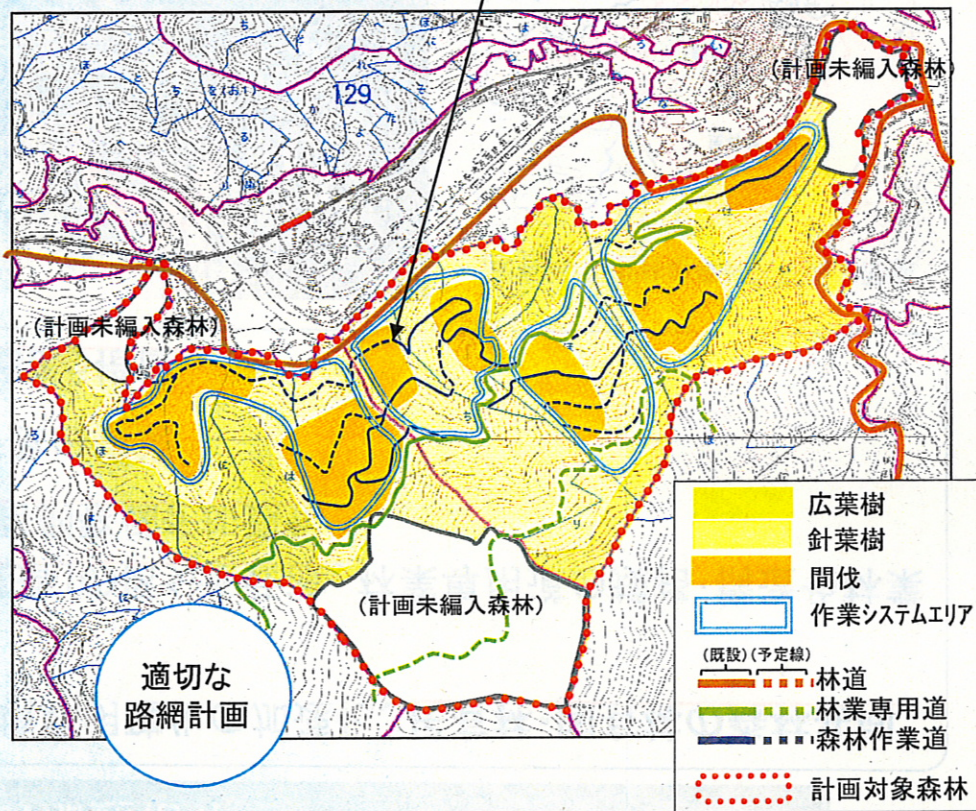
森林経営計画(仮称)について

改正の内容: 地形界で区分された林班又は連たんする複数林班(小流域)ごとに面的管理が実施されることで、森林の多面的機能が十全に発揮される



森林経営計画(仮称)

森林所有者又は**特定受託者(仮称)**が作成する、人工林のみならず天然林などを含めた面的管理のための計画



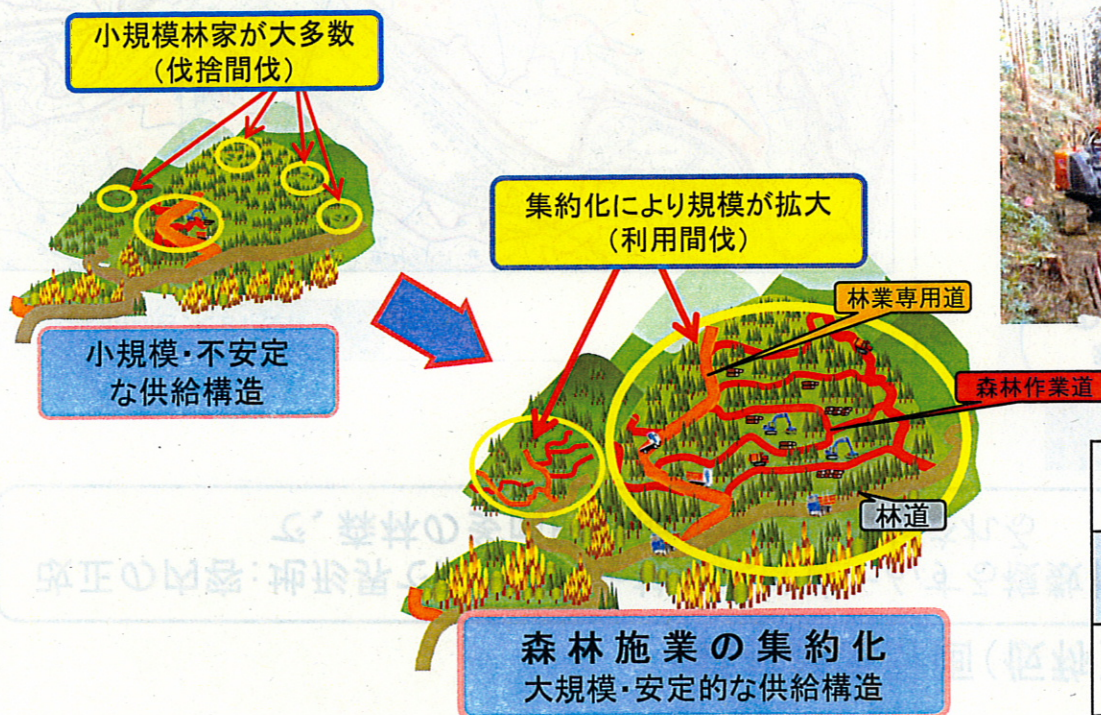
★**特定受託者(仮称)**とは…
意欲と能力を有し森林経営の受託を通じて森林所有者の森林をとりまとめて管理する者

地形界で区分された林班又は連たんする複数林班(小流域)ごとの持続的な森林経営を実現

3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化

丈夫で簡易な路網の技術指針の作成と路網整備の加速化等

- 森林経営計画(仮称)等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化、民有林・国有林の森林共同施業団地を推進
- 丈夫で簡易な路網として、「林業専用道」、「森林作業道」の区分を新設。林業専用道の規格・構造や林業専用道、森林作業道の作設指針を作成するとともに、路網整備を加速化
- 路網と機械を組み合わせた作業システムの整備、普及の推進
- 森林所有者が不明な場合にも路網整備が進められるよう措置



地形等、作業区分に応じた路網の区分

林道	一般、セミトレーラの車両も想定し安全施設を完備
林業専用道	森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造
森林作業道	森林施業用に限定 フォワーダ等の林業機械の走行を想定